



鳥取県公報

平成18年 3月28日(火)
号外第48号

毎週火・金曜日発行

目 次

監査公告 監査結果に基づき知事が講じた措置の公表（5） 1

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成16年度に係る監査結果（平成17年鳥取県監査委員公告第9号）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成18年 3月28日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	上	村	忠	史
鳥取県監査委員	福	間	裕	隆

1 広報課

(1) 監査結果

鳥取県公式ホームページ「とりネット」の管理に係るサポート業務の委託契約において、予定価格調書を作成していなかった。

(2) 講じた措置

平成18年度から予定価格調書を作成し、適切に事務処理を行うこととした。

2 管財課

(1) 監査結果

職員宿舎に係る財産貸付収入の未収金について、督促及び違約金の徴収を行っていないかった。

(2) 講じた措置

今後は、督促及び違約金の徴収を適正に行い、滞納管理を厳正に行うこととした。

3 西部福祉保健局

(1) 監査結果

雑入（行政財産の使用許可を受けて庁舎に入居している団体に係る電気料金及び清掃料金）について調定の漏れ等があった。

(2) 講じた措置

平成17年度から調定を行い、清掃料金の収入を行っている。また、電気料金は、平成17年7月に団体に対

して還付を行った。

なお、今後必要な諸経費について適正に徴収することとした。

4 日野総合事務所県土整備局

(1) 監査結果

継続許可分に係る国有財産等使用料等が遅延して調定されていた。

(2) 講じた措置

今後は、新規、廃止、変更及び継続申請書受付処理簿を作成し、チェック体制を強化するとともに、年度当初に調定を行うこととした。

5 交通政策課

(1) 監査結果

概算旅費の返納が遅延していた。

(2) 講じた措置

今後は、予算担当者も確認する等、チェック体制を強化することとした。

6 福祉保健課

(1) 監査結果

雑入（平成14年度鳥取県障害者等県立施設利用促進交付金に係る返還金）が遅延して調定されていた。

(2) 講じた措置

今後は、所属内でのチェック体制を強化することとした。

7 障害福祉課

(1) 監査結果

継続契約分に係る財産貸付収入が遅延して調定されていた。

(2) 講じた措置

今後は、行政財産使用料等一覧表を使用してチェック体制を強化するとともに、年度当初に調定を行うこととした。

8 医務薬事課

(1) 監査結果

概算旅費の返納が遅延していた。

(2) 講じた措置

今後は、予算担当者も確認する等チェック体制を強化することとした。

9 東部福祉保健局

(1) 監査結果

ア 雑入（行政財産の使用許可を受けて庁舎に入居している団体に係る電気料金、水道料金及び清掃料金）について調定の漏れ等があった。

イ 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付金について、前年度に注意しているにもかかわらず、未収金が増加していた。

(2) 講じた措置

ア 平成17年7月27日付けで行政財産の使用許可に係る許可条件の変更通知を行い、電気料金（基本料金を含む）、水道料金及び清掃料金を徴収することとした。

なお、今後、必要な諸経費を適正に徴収することとした。

イ 償還の業務手順をマニュアル化し、新たに償還が始まり2月が経過した後に滞納が生じた者については、速やかな償還指導を行う等、効果的な業務の徹底を図るとともに、償還協力員と連携を図りながら一層の回収に努めることとした。

10 皆成学園

(1) 監査結果

ア 雑入（公衆電話の利用料金）について調定の漏れがあった。

イ 自動制御設備保守点検業務委託契約において、予定価格調書を作成していなかった。

(2) 講じた措置

ア 平成17年7月に調定を行った。今後は、電話機に入れられた現金は雑入として収入する一方、電話料金全額を役務費から支出することとした。

イ 平成17年度から予定価格調書を作成し、適切に事務処理を行うこととした。

11 産業技術センター

(1) 監査結果

概算旅費の返納が遅延していた。

(2) 講じた措置

今後は、予算担当者も確認する等、チェック体制を強化することとした。なお、職員が旅費事務について研修する機会を再度設けることとした。

12 労働雇用課

(1) 監査結果

求人開拓専門員設置業務委託契約において、予定価格調書を作成していなかった。

(2) 講じた措置

今後、同様な契約事務がある場合は予定価格調書を作成し、適切に事務処理を行うこととした。

13 境港水産事務所

(1) 監査結果

魚市場使用料について調定の漏れがあった。

(2) 講じた措置

調定の漏れについては、速やかに収入調定を行うこととした。なお、平成17年4月調定分から、改善を行った。

14 畜産課

(1) 監査結果

継続許可分に係る財産貸付収入が遅延して調定されていた。

(2) 講じた措置

今後は、チェック体制を強化するとともに、年度当初に調定を行うこととした。

15 畜産課及び農業試験場

(1) 監査結果

継続許可分に係る行政財産使用料について調定の漏れがあった。

(2) 講じた措置

平成17年9月8日に現年度分と併せて調定を行った。

なお、今後は、債権増減状況の確認を行い、年度当初に調定することとした。

16 水産試験場

(1) 監査結果

時間外勤務手当が勤務実績に基づかず支給されていた。

(2) 講じた措置

平成17年3月勤務分から、操業等の勤務実績に基づき支給することとした。

今後、更に効率的な勤務時間の管理の在り方について検討する。

17 公園自然課(組織改正前 都市計画課)

(1) 監査結果

平成16年度燕趙園彩画体験イベント及び廃瓦活用事業開催業務に係る委託料の確定額に誤りがあった。

(2) 講じた措置

誤って支出した金額については、委託先から平成17年9月12日に返還を受けた。

なお、今後、このようなことがないように適正な事務処理を行うこととした。

18 姫路鳥取線用地事務所

(1) 監査結果

雑入（過年度の事務所賃借料過払い分の返納金）が遅延して調定されていた。

(2) 講じた措置

今後は、所属内のチェック体制を強化することとした。

19 鳥取港湾事務所

(1) 監査結果

継続許可分に係る漁港施設使用料及び港湾施設使用料が遅延して調定されていた。

(2) 講じた措置

今後は、継続許可リストを作成してチェック体制を強化するとともに、年度当初に調定を行うこととした。

20 出納局

(1) 監査結果

雑入（こどもの四季コンサートの入場料）について、出納員から現金の引継ぎを受けていながら県口座への払込みが遅延していた。

(2) 講じた措置

再発防止策として、出納担当副主幹が副査となり、現金の受領及び払込み、現金出納簿の記帳並びに現金の保管という一連の業務が適正に行われているかについて、証ひょう書類の突合による二重チェック体制を取ることにした。

また、現金出納簿への押印も実践することとした。さらに、経験年数の少ない職員向けに職場内研修を実施した。

21 福利室

(1) 監査結果

教職員宿舎に係る財産貸付収入の未収金について、督促及び違約金の徴収を行っていなかった。

(2) 講じた措置

今後は、督促及び違約金の徴収を適正に行い、滞納管理を厳正に行うこととした。

22 文化課

(1) 監査結果

県近世社寺建築測量業務委託契約において、予定価格調書を作成していなかった。

(2) 講じた措置

消費税込みの総額をもって予定価格とすべきこと及び同様な契約事務がある場合は予定価格調書を作成して適切に事務処理を行うことを職員に周知徹底した。

23 青谷高等学校及び米子工業高等学校

(1) 監査結果

概算旅費の返納が遅延していた。

(2) 講じた措置

今後は、予算担当者も確認する等、チェック体制を強化することとした。

24 日野高等学校

(1) 監査結果

雑入（過年度の通勤手当過払い分の返納金）が遅延して調定されていた。

(2) 講じた措置

今後は、チェック体制を強化するとともに、職員に対し時効について改めて周知することとした。

25 警察本部

(1) 監査結果

行政財産使用料の調定金額に誤りがあった。

(2) 講じた措置

行政財産の使用許可に伴う使用料の算定について、平成17年度から鳥取県行政財産使用料条例（昭和39年鳥取県条例第7号）に基づく算定方法によることとした。

なお、平成17年度に行政財産の使用許可を行った案件の中で、算定の見直しをする必要があるものについては、正当な使用料を算定した上で追加納付の手続を行うこととした。

26 防災局

(1) 監査意見

消防防災ヘリコプターの委託運航への競争入札の導入について（消防防災航空室）

消防防災ヘリコプターの委託運航は、平成10年2月の機体導入時に競争入札を実施して以来、本年度まで同一業者との1者による随意契約を毎年度継続している。その理由として、消防防災ヘリコプターの運航の特殊性から、操縦士がすべて変更となった場合には、県内の地理及び気象の特徴を習熟する訓練等に相当の期間を要し、その間は緊急運航等が実施できないということがあげられている。

しかし、契約の公平性を確保し、より透明性を向上させることが重要であると考えられるので、競争入札の導入を図りたい。

また、事業者が入札に参加しやすい環境づくりが図られ、経費の節減にも資すると考えられるので、一定期間の債務負担行為の設定による契約についても検討されたい。

(2) 講じた措置

平成19年度から競争入札の導入を図り、複数年契約とするため、債務負担行為により平成18年度当初予算の要求を行うこととした。

27 防災局、総務部、福祉保健部、生活環境部及び教育委員会共通

(1) 監査意見

適正な財産管理の徹底について（消防課、管財課、障害福祉課、衛生環境研究所、教育環境課及び体育保健課）

県では多数の行政財産や普通財産を有しており、その適正な管理は、各機関の重要な業務の一つとなっている。しかし、これらの財産の使用許可や貸付の際に、使用料等の徴収の遅延や減免理由の適用の誤り、許可を受けた者と実際の使用者の相違等の不適正な事務処理が行われている事例が数多く見受けられた。

については、各所管部局においては、より一層適正な財産管理が図られるよう取り組まれない。

また、財産管理主管課である管財課は、各部局において適正な財産管理が図られるように努め、特に行政財産の使用許可に応じた減免基準の見直しや、行政財産の使用に付随する電気、ガス、水道等の経費に係る徴収時期の基準の設定等を行うとともに、各部局に徹底するよう指導されたい。

(2) 講じた措置

今後は、各部局でチェック体制を強化し、使用料等の徴収の遅延、減免理由の適用誤り等の防止を図ることとした。

なお、財産管理主管課である管財課では、今年度中に減免基準の見直しを行うとともに、電気、ガス、水道等の経費に係る徴収時期の基準を設けて各施設管理者に周知徹底することとした。

28 総務部、病院局、教育委員会及び警察本部共通

(1) 監査意見

保守点検業務に係る委託契約への競争入札の導入について（管財課、病院局総務課、教育総務課及び警察本部会計課）

県が行う各種機器・設備の保守点検業務に係る委託契約は、多くが当該機器等の設計・施工業者又は納入業者との1者による随意契約となっており、その理由の多くは、他に当該機器等の保守点検を行うことができる者がいないというものである。

しかし、中央病院のエレベーターの保守委託等について、平成16年度までは1者による随意契約であったものを、平成17年度に競争入札を実施したところ納入業者以外の業者からも応札があり、予定価格に対する落札価格の割合が下がっている状況が見受けられた。

については、機器等の保守点検業務に係る委託については、安易に1者による随意契約を行うことなく、契約の公平性を確保しより透明性を向上させる観点から、競争入札の導入を積極的に図られたい。

(2) 講じた措置

県が行う各種機器・設備の保守点検業務について点検し、可能なものから順次競争入札を導入することとした。

29 企画部

(1) 監査意見

女性に対するあらゆる暴力をなくすための対策の推進について (男女共同参画推進課)

近年、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の女性に対する暴力による人権侵害が増加傾向にあり、また、女性に対する暴力においては、暴力を振るった側の男性も苦しむ側面もあると言われている。

このような女性に対する暴力の防止対策の推進に当たっては、個々の施策ごとに関係機関や外部有識者も参画した推進体制が整備され、対策に取り組みされているものもあるが、全庁をあげての総合的な取組が十分行われているとは言えない状況にある。

については、被害者も加害者も相談しやすい環境を整備する等、基盤整備の充実を図るとともに、各部局、関係民間団体等との連携を一層深め、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進されたい。

(2) 講じた措置

女性に対するあらゆる暴力をなくすための施策の全庁的な取組を徹底させるため、男女共同参画推進課が中心となり、担当部署間の連携を強化するとともに、施策の進行管理・情報の共有等を行う。その上で、相談体制の充実や、各部局、関係民間団体等との連携の充実につなげていくこととした。

また、部局長会議等を活用して、全庁的な施策の推進を図っていくこととした。

30 福祉保健部

(1) 監査意見

ア 県民が利用する県有施設のバリアフリー化の推進について (福祉保健課)

県では、平成8年に鳥取県福祉のまちづくり条例(平成8年鳥取県条例第18号)を制定し、高齢者等が自らの意思で行動でき、社会参加できる福祉のまちづくりを進めている。

さらに、平成11年には市町村や民間の模範となるよう県有施設整備方針を定め、各施設を管理する部局が計画的に県有施設のバリアフリー化に努めることとしている。

しかし、平成13年度以降、県全体の整備状況は把握されていない状況にあり、バリアフリー化が必要な施設で未整備の箇所もあるものと思われる。

については、条例の主管部局である福祉保健部は、県有施設のバリアフリー化の整備状況について早急に調査のうえ状況を把握するとともに、各部局に対して未整備施設の改善について積極的に働きかけられたい。

イ 自閉症・発達障害支援センターの体制の充実について (障害福祉課)

自閉症・発達障害支援センターは、自閉症・発達障害のある方やその家族の方が豊かな地域生活を送ることができるようにするための支援を行うことを目的として平成16年6月に開設され、多くの方への相談支援、関係機関への技術支援等を行っている。

同センターは、職員4名体制で、県中部に拠点を置き、全県を対象に活動しているが、相談件数は開設以来増加傾向にあり、現状の体制では相談の要望等に十分に対応しきれていない状況にあると思われる。

については、各圏域において相談の要望等に十分に応えることができるよう、東部地区の鳥取療育園や西部地区の総合療育センター等に相談・支援機能を持たせる等、自閉症・発達障害支援センターの体制の充

実について検討されたい。

ウ 心と身体の両面から取り組む女性の健康対策の推進について（健康対策課）

女性は生涯を通じて特有の健康問題に直面する機会が多く、とりわけ、本県の子宮ガンの死亡率は全国に比べ高い状況にあり、早期発見、早期治療が必要とされている。

また、人工妊娠中絶の実施率が全国で最も高い状況からみて、性や避妊への理解が十分とは言えず、将来の心身の健康に悪影響を及ぼすことが危惧されている。

一方、一般的に年配の女性に多く見られる骨粗しょう症についても増加傾向にあるとの指摘がなされているが、検診の状況をみると実施されていない市町村も多く見受けられる。

については、女性は一生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題を抱えていることを念頭に置き、関係機関と連携して多くの女性が定期的に健康診断を受診するよう啓発する等、心と身体の両面から取り組む女性の健康対策について、より一層の充実を図られたい。

(2) 講じた措置

ア 県有施設のバリアフリー化を調査し、その結果をもって各施設所管課は、今後のより一層のバリアフリー化の推進を促すこととした。

イ 発達障害に関する相談・支援については、今年度から鳥取療育園に専任の医師を配置して発達外来診療を始め、総合療育センターに臨床心理士を配置して発達外来の充実を図る等、各圏域の相談・支援体制の充実に努めることとした。

また、自閉症・発達障害支援センターにおいては、これらの施設及び発達段階で重要な役割を担う学校との連携を一層強化し、家庭、地域及び学校における発達支援をより充実する体制の整備を検討することとした。

ウ 健康診断の受診率の向上については、毎年9月のがん征圧月間に街頭啓発を行う等、健診受診の呼びかけを行っているところであるが、平成18年度は、女性の健康対策を推進するため、骨粗しょう症の健診の実施を市町村に働きかけるとともに、県のホームページ等を活用して子宮がん等の健診の受診勧奨を行うこととしている。

また、人工妊娠中絶については、教育委員会と連携して、中学・高校を対象とした啓発パンフレットの作成、講師の派遣、学校祭でのキャンペーンの実施等、教育現場を中心とした取組を重点的に行っている。今後、医師会及び助産師会の協力を得て要因の分析に取り組むとともに、県庁関係課による検討会議の開催及び専門家の意見を踏まえながら対応策を検討・充実していくこととした。

31 生活環境部

(1) 監査意見

鳥取県版環境管理システム認定制度の普及について（環境政策課）

環境立県を推進するため、全国に先駆けて平成13年度に県が創設した鳥取県版環境管理システム認定制度は、県民の環境問題についての意識を高め、身近な取組を実践するのに大変有効な施策となっている。

しかしながら、本システムの認定件数をみると、平成16年度末現在、小規模事業所は102件で一定の普及がみられる状況にあるのに対し、県民にとって身近な取組となる小学校及び中学校が28校、家庭及び地域部門が4件にとどまり、県民への普及が十分であるとは言えない状況にある。

については、小学校及び中学校並びに家庭及び地域部門で当該制度が普及しない要因を探り、取り組みやすいように改善を図るとともに、重点的に啓発を行うことにより、本システムを利用した環境配慮活動が県民運動として広がるよう努められたい。

(2) 講じた措置

鳥取県版環境管理システムの県内家庭への普及を推進するため、種規格（家庭版）を改定し、申請手続等を簡素化することにより、申請者の書類作成の負担軽減を図ることで取り組みやすいものとした。

また、市町村役場、消費者団体等の各種団体等を訪問して、管内の小・中学校、自治会及び団体会員が取組を進められるよう働きかけを依頼するとともに、県が実施するCO₂トライアスロンモデル事業の参加者

に本システムへの取組を依頼する等して普及推進を図っていくこととした。

32 農林水産部

(1) 監査意見

林業技術工芸実習館の適正な管理について（林政課）

鳥取県立二十一世紀の森の施設のうち、林業技術工芸実習館（以下「実習館」という。）は、木工機器等を備えた実習施設で、小学校PTAの親子会や公民館活動の木工教室等に利用されているところである。

しかし、実習館は、鳥取県立二十一世紀の森管理規則（昭和60年鳥取県規則第9号。以下「規則」という。）では土曜日が閉館日となっているにもかかわらず事前の申込みがない限り閉館しており、規則と実態が合っていない状況となっている。また、林業試験場のホームページには土曜日が休館日と掲載されており、規則と異なった記述となっている。

については、県民の当該施設の利用状況を勘案し、規則の改正も含めて対応を検討されたい。

(2) 講じた措置

規則を改正し、土曜日を休館日とするとともに、休館日における臨時開館の手続を定めた。

33 県土整備部

(1) 監査意見

ア 道路、河川等の維持管理への住民参画の推進について（企画防災課及び河川課）

近年、県では、河川の^{あし}葦等の伐開を地区住民が行う場合に交付金を支給する制度や、道路や河川等を清掃するボランティア団体に奨励金を支給する制度を創設する等、道路や河川等の維持管理への住民参画の事業を推進している。

これらの事業は、住民が自分の住む地域を自ら美しくするといった効果の他に、身近な道路や河川等への愛護意識の醸成に役立つとともに、地域住民同士のコミュニケーションを高め、地域の活性化にも貢献している。

しかし、これらの事業は、その対象要件等の詳細な内容についてはまだ県民に十分浸透していない状況にあると思われる。

については、これらの事業について、更にPRし、その取組が全県に広がるよう努力されたい。

イ 採石業者への適正な指導について（治山砂防課）

採石場は、公共事業等にとって不可欠な原材料を提供する民間事業場であるが、一方、周辺地域への防災面や景観面に大きな影響を与えるものである。

県土整備部では、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）の改正を行い、新たに採石場安全対策審議会を設置する等、採石場の安全対策に力を入れているところであるが、本年5月下旬から6月下旬までに県下の採石場を一斉点検したところ、改善が必要な採石場はおよそ3分の2に及び、中には採石場の認可区域外で採取を行っているといった事例も見受けられたところである。

については、県では既に法令上の処分等について行っているところではあるが、改善が必要な箇所に対して引き続き厳正に対応するとともに、採石場が適正に運営されるようきめ細かな巡視や指導に努められたい。特に、景観上問題となる箇所の法面の緑化については、今後、重点的に指導されたい。

(2) 講じた措置

ア 平成17年9月に企画防災課のホームページに土木施設愛護ボランティア制度等について掲載した。今後、県政だより等県の広報媒体を積極的に活用し、県民へのPRに努める。

また、平成14年度に161団体であったボランティア団体の登録数は、平成17年度には310団体に増加している。今年度からは「地域が育む河川環境保全事業」を試行的に始め、県と市町村が連携して県民に事業の必要性等の周知を図り、ボランティア団体等の更なる増加に結びつけることとした。

イ 改善が必要な採石場については法令等に基づき厳正に指導・命令を行い、ほとんどの採石場で改善されているが、一部で現在改善措置を実施中である。

また、採石場の巡視については月に1回程度実施しているが、改善指導が必要な箇所については、重点

的に実施している。今後も引き続き採石場の巡視及び指導を徹底することとした。

さらに、景観上問題となる法面掘削跡地の緑化については、計画認可の際に実施計画を確認するとともに、現地点検においても重点的に指導を行っている。

また、採石場安全対策審議会が現地調査を行う等、専門家の意見を聞きながら引き続き指導を徹底することとした。

34 教育委員会

(1) 監査意見

ア 教職員の給与の誤支給の防止について（教育総務課及び高等学校課）

県教育委員会では、過年度における教職員の給与の認定誤り等による返納額が平成16年度には400万円を超えている。この中には、通勤手当の認定誤りによる誤支給の総額が162万円余に上り、その内85万円余が消滅時効となっていた事例もあった。

については、給与の認定誤り等を防止し、誤支給を生じさせないよう一層の努力をされたい。

また、誤支給された通勤手当の一部が消滅時効となっていた事例については、返納の決定手続の遅延により、数か月分の当該手当が余分に消滅時効となったと考えられる。今後このようなことのないよう関係機関がよく連携し、返納の手続を速やかに行われたい。

イ 教職員による児童・生徒への人権侵害の防止について（小中学校課、障害児教育室、高等学校課及び人権教育課）

最近、湯梨浜町の小学校で教職員による児童への人権侵害が発覚した。これは、人権侵害を行った教職員の子どもの人権を尊重する意識の欠如に起因するものであり、また、保護者からの苦情等の申出に対して学校長が速やかな事実確認と対応を行っていなかったこと等も判明したところである。

については、今後このような事件を起こさないために、教職員自身の資質の向上を図るとともに、万一人権侵害が起き、児童・生徒や保護者から相談があった場合に備えて、相談に対する対応指針等の整備について検討されたい。

また、併せて、より公平な解決を図るために、学校の外部の目を介在させる仕組の導入についても検討されたい。

ウ 性教育の充実について（体育保健課）

鳥取県の十代の人工妊娠中絶の実施率は全国で一番高く、また、この数値から推測すると、無防備な性交渉に伴う性感染症、さらに、H I V（エイズウイルス）の感染が潜在的に県内に広がっているおそれもある。

また、思春期、青年期等にある若い恋人の間での暴力（いわゆるデートDV）等による性交渉が今日の社会で既に広く起きていと言われている。

については、望まれない妊娠を避け、性感染症から身を守るために、自分を大切に相手も大切にするという、人権を尊重する視点からの児童・生徒に対する性教育を充実されたい。

(2) 講じた措置

ア 職員、事務担当者及び所属長に、各種手当の目的、支給要件等について再度周知し、適切に給与事務の手続が行われるよう徹底するとともに、時効について改めて周知し、誤りに気づいたときは速やかに手続を行うよう徹底することとした。

イ 教職員の言動が児童生徒の人権を侵害することにならないよう、職員の資質向上を図るため、学校及び県教育委員会において人権意識を高めるための研修を充実することとした。

また、このたびの湯梨浜町における子どもの人権侵害行為を踏まえて、市町村教育委員会に対して、各学校において児童生徒又は保護者からの相談又は申出に対して迅速で適切な対応が行われているか点検すること及び公平な解決を図るために学校評議員制度の活用等を含めた対応システム等の確立に努めることを平成17年9月6日付けで通知した。今後は、相談体制・対応指針の整備及び対応システムの導入について留意点を示しながら働きかけていくこととした。

さらに、県立学校については、生徒及び保護者が相談しやすく、相談を受けた場合は速やかに対応し、解決に向けて取り組むことのできる体制づくりに努めるよう各学校を指導することとした。

なお、これらの対応の過程で必要に応じて有識者の意見を求める等、公正性の確保に努めることとした。

ウ 性教育の充実を図るため、専門家、PTA関係者等で構成する性教育推進委員会の開催、性教育指導の手引の作成・配布、産婦人科医師等専門家の学校への派遣及び教育委員会と養護教諭との意見交換会の開催を行うとともに、性教育研修会等で学校に対して性教育の充実を図るよう継続的に働きかけを行ってきたところである。

今後も、関係各課が情報を共有し、取るべき対策等について意見交換するための庁内会議を引き続き開催することとした。

35 警察本部

(1) 監査意見

ア 警察署の相談室の雰囲気づくりについて（会計課及び生活安全企画課）

警察署において平成16年中に警察安全相談員等が処理した相談件数は1万2千件を超えており、県民の警察に寄せる期待の大きさがうかがえる。

相談室は、相談に来所した県民が心を開いて相談できる環境となっていることが必要と思われるが、その点で不十分な警察署も見受けられる。

については、相談室の仕様等を工夫し、雰囲気を和らげるよう配慮されたい。

イ 女性警察官の計画的な採用について（警務課）

ドメスティック・バイオレンスや性犯罪等の女性に対する犯罪は依然として多くみられ、また、統計数値や相談件数として現れない潜在的な被害も多いと考えられており、これらの女性に対する犯罪に対しては、女性警察官の対応が望まれているところである。

また、青少年の非行防止を図る上でも、女性警察官の果たす役割は極めて大きいものがあると思われる。

については、女性警察官の重要性、職域の拡大等に十分配慮し、本県の女性警察官の中期的な配置計画等に基づいた計画的な採用について検討されたい。

(2) 講じた措置

ア 県下の警察署相談室の内2署2室に設置してある窓格子をカーテン等により遮へいすることとした。

また、これらの2室の環境づくりについては、雰囲気を和らげるため、花の配置、机へのテーブルクロス等の設置等を行い、相談しやすい雰囲気づくりについて配慮することとした。

イ 女性警察官の採用については、職域の拡大、執行力のバランス、退職予定者数等を総合的に勘案し、中期(5年間)計画として毎年採用を行うこととした。